

豊島区重症心身障害児(者)等 在宅レスパイト・就労等 支援事業のご案内

重症
心身障害児(者)
の家族を
支援します

医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)のご家族の休養や就労活動のため、自宅等まで看護師が出向き、一定時間、家族等にかわってケアを行う事業です。



利用できる方

豊島区に住所があり、家族等による在宅介護を受けて生活し、（医療保険制度による）訪問看護サービスを受けている方で、下記の（１）（２）（３）いずれかに該当する方。

（１）重症心身障害児（者）

18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度の知的障害及び身体障害者手帳1級または2級の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る）を有するに至った方。

（２）手帳を未所持で（１）と同程度と認められる方。

（３）下記①～⑫の医療的ケアを受けている18歳未満の児童

① 人工呼吸器管理 ※1	⑦ 中心静脈栄養(IVH)
② 気管内挿管、気管切開	⑧ 経管(経鼻・胃ろうを含む)
③ 鼻咽頭エアウェイ	⑨ 腸ろう・腸管栄養
④ 酸素吸入	⑩ 継続する透析(腹膜灌流を含む)
⑤ 1日6回以上の吸引	⑪ 定期導尿(1日3回以上)※2
⑥ ネブライザー(1日6回以上または継続使用)	⑫ 人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは人工呼吸器管理に含む

※2 人工膀胱を含む

サービス内容

（１）自宅等に訪問看護事業者から看護師を派遣し、家族等が日頃行っている医療的ケアや療養上の行為（食事介助、排泄介助、体位交換等）を行います。

（通常の訪問看護で行っている全てのケアを提供する事業ではありませんのでご注意ください）

※調理、洗濯など家事の援助や入浴、外出に伴う介護は行えません。

自宅等とは自宅のほかに通学先の学校等を含みます。また、学校等とは（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校のほか、これに相当すると区長が認める教育機関を含む。）もしくは障害児通所支援事業所のことをさします。

（２）利用時間：1年度内(4月～翌年3月)に144時間まで。

1回当たり2～4時間までの30分単位。

利用者負担

区分	世帯の課税状況	利用者負担額					医師指示書 作成料 自己負担額
		2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間	
利用者負担免除	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	区民税非課税世帯						
一般1（18歳以上）	所得割が160,000円未満	370円	460円	550円	640円	740円	70円
一般1（18歳未満）	所得割が280,000円未満	180円	220円	270円	310円	360円	30円
一般2	上記以外	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	300円

※ 世帯状況・課税状況等変更が生じた場合は、ご連絡ください。派遣に係る交通費は自己負担となる場合がございます。

サービス利用の手順

サービス 利用相談

【申請をする前に】

- 利用対象に該当しているか確認してください。
- 医療保険で利用中の訪問看護事業者が、在宅レスパイト・就労等支援事業も利用できるか訪問看護事業者を確認してください。
- 在宅レスパイト・就労等支援事業の医師指示書の様式を区から取り寄せ、主治医に作成を依頼してください。指示書作成料はお支払いの上、必ず領収書をお願いしてください。世帯の課税状況に応じて助成があります。
- 在宅レスパイト・就労等支援事業に関する様式は区のホームページからダウンロードできます。
- 学校等での利用には事前に学校の承諾が必要です。

申請書・ 医師指示書 提出

【申請に必要な書類等】

- 身体障害者手帳・愛の手帳
(手帳を未取得の場合は、東京都重症心身障害児在宅療養支援事業の決定通知書などの心身の状態を確認できるもの)
- 在宅レスパイト・就労等支援事業利用登録申請書
- 医師指示書作成費助成金交付申請書兼請求書(口座振替依頼書)
- 在宅レスパイト・就労等支援事業医師指示書および作成にかかった費用の領収書
- 印鑑

利用決定

- 区は申請書類一式を確認し、利用の決定をします。
- 「利用決定通知書」がご自宅に後日送付されます。

訪問看護事業者 利用予約

- 「利用決定通知書」「医師指示書」を訪問看護事業者に示し、在宅レスパイト・就労等支援事業の利用希望日時を予約してください

利用開始

- 訪問看護師が行う医療的ケアは、呼吸管理・栄養管理・排泄管理など、医師の指示書に記載された内容です。
- 入浴・外出を伴う介護や家事支援は行いません。
- 利用時間は、1年度内(4月～翌年3月)に144時間まで、1回につき2～4時間の範囲で30分単位で利用が可能です。

自己負担支払

- 自己負担が生じる場合は、直接訪問看護事業者にお支払いください。



交通機関

- 池袋駅東口下車 徒歩約15分
- 地下鉄有楽町線「東池袋駅」下車 地下通路直結 徒歩約5分
- 都電荒川線 「都電雑司ヶ谷駅」「東池袋四丁目駅」下車 徒歩約5分

申請受付・問合せ

お気軽に
ご相談
ください



豊島区 福祉部 障害福祉課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

18歳以上の方(身体障害者支援グループ) TEL: 03-3981-2141

18歳未満の方(児童・障害児支援グループ) TEL: 03-4566-2451

平日の午前8時30分から午後5時まで